

第14回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日(金) 午後13時30分から午後13時55分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(12人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	13 番	遠 藤 政 雄
欠 席	1 番	森 本 耕 二

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

2 番	佐 藤 輝 実
3 番	足 立 雅 人

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

議案第4号 現況証明願について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	ただいまより第14回土幌町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の総会出席委員ですが13名中12名出席いただいておりますので定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。 それでは、農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 続きまして、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	みなさん、こんにちは。今年は小麦の収穫も好天に恵まれて、それぞれ短期間で収穫作業ができたことかと思えます。収量の方はまずまずだったとのことですが、歩留まりと品質の方は少し不安が残るような状況とのこと。また、干ばつが続いていたところですが、昨日より大量の雨が降りまして作物の方も一息ついたかなと言うところだと思えます。 本日はこの後、会長杯パークゴルフと言うことで若干、芝も濡れているかとは思いますが、よろしくお祈りいたします。
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規則によりまして会長が務めることになっておりますので渡邊会長よろしくお祈りいたします。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (角田局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。佐藤農地小委員長
2番 (佐藤委員)	ありません。
渡邊議長	足立農業振興小委員長
3番 (足立委員)	ありません。

渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。2番佐藤輝実委員、 3番足立雅人委員よろしくお願ひいたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願ひます。
事務局 (加藤係長)	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があつたので審議願ひます。平成30年8月10日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは所有権移転番号1番の件につきまして調査員の報告を求めます。
2番 (佐藤議員)	昨日、現地を確認してきましたが、〇〇さんは〇〇〇〇年より後継者として経営移譲をされ、現在も経営耕作地の全てを適切に耕作されています。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地の贈与を受けても農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号2番の件につきまして調査員の報告を求めます。
9番 (小野寺委員)	先日、現地を確認して参りました。〇〇さんは〇〇〇〇年より後継者として経営移譲されています。現在も経営耕作地の全てを適切に耕作されています。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地の贈与を受けても農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。

渡邊議長	続きますして番号3番の件につきまして調査員の報告を求めます。
3番 (足立委員)	先日、現地を確認して来ましたところ、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇年から後継者として経営移譲され、現在も経営を行っております。耕作地の一部は賃貸借を行っていますが、保有農地を適切に耕作されています。また、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地の贈与を受けても農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きますして賃貸借設定番号4番の件につきまして調査員の報告を求めます。
3番 (足立委員)	こちらの件につきましても先日、現地を確認してきましたところ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんが〇〇を〇〇し、〇〇に〇〇を〇〇したものです。〇〇〇〇さんは現在、保有している機械の能力、農作業に従事する社員の状況から見ても農地を借り受けても全てを効率的に利用できるの見込まれます。
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。平成30年8月10日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

事務局
(加藤係長) 先ほど総会の前にもお話が出ていましたが、〇〇さんの農地はこれで全て無くなりました。

渡邊議長 転用者の〇〇さんはどちらの方ですか。

事務局
(加藤係長) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんです。

3番
(足立委員) 現在、〇〇〇〇〇が〇〇建っていて、そこに〇〇さんが住んでいるようなので〇〇に住所があると思われます。〇〇になっているのかと思います。
ちなみにですが、〇〇さんのお子さんが〇〇〇〇の〇〇〇に通っているの
で〇〇に住宅の建設をした方がいいのではないかとのことだと思われます。

渡邊議長 他に意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。
次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願いま
す。

事務局
(加藤係長) 議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があった
ので審議願います。平成30年8月10日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦
実

【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは番号1番の件につきまして意見質問を求めます。

11番
(河村委員) はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願
います。

渡邊議長 ただ今、河村委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協
議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 はい。

渡邊議長 続きまして、番号2番の件につきまして意見質問を求めます。

10番
(後藤委員) はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 ただ今、後藤委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 はい。

渡邊議長 それでは議案第3号は承認されたものとします。
次に議案第4号現況証明願について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第4号現況証明願について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年8月10日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは番号1番の件につきまして調査員の報告を求めます。

9番
(小野寺委員) 先日、現地を確認してきました。現在は農地・採草放牧地以外となっていることを報告いたします。

渡邊議長 それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

渡邊議長 ここの地目は何ですか。

事務局
(加藤係長) 雑種地です。

4番
(渡邊委員) これは先ほど議案にあった〇〇〇〇〇〇の〇〇ですか。

事務局
(加藤係長) ここは農地ではないのですが、登記変更をしたいとのことで今回、現況証明が出てきています。位置図の航空写真では現地は畑のように見えますが、現在は畑ではなく通路などに使用しているので雑種地という扱いになり、畑ではないという形になっています。

渡邊議長 他にありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号2番の件について調査員の報告を求めます。
4番 (渡邊委員)	先日、現地を確認してきました。現地は宅地から農地に変わっていることを確認しましたので報告いたします。
事務局 (加藤係長)	位置図の航空写真では車庫などが建っていますが、全て壊して除れき等もして畑になっている状況です。この件は宅地から農地に変更したいという申し出があったものです。
4番 (渡邊委員)	地目を農地に変更しなかった場合、畑地帯総合整備事業など補助事業に乗れないなど、そのようなことも考えてと申請者は言っていました。
13番 (遠藤委員)	ここは〇〇さんのあとですか。
4番 (渡邊委員)	そうです。
5番 (山内委員)	〇〇〇〇(地番)の木も切ったということですか。
事務局 (加藤係長)	ここは元々、バンカーサイロがありました。それも壊して畑になりました。
4番 (渡邊委員)	〇〇〇〇(地番)が宅地から飛び出していて畑として使いにくいのでまっすぐにしたいとのことでした。元々の〇〇の方が〇〇さんに売買した経緯があります。
事務局 (加藤係長)	所有権が〇〇さんから〇〇さんに渡って、〇〇さんから〇〇に渡ったのです。その時、〇〇さんは宅地のまま購入したのですが、畑総事業を入れる関係もあるので農地に変更したいということでした。
渡邊議長	今回の申請地以外の建物は誰が所有していますか。
事務局 (加藤係長)	まだ、住宅や牛舎などは〇〇さんが所有して使用しています。その周りは〇〇さんが畑と合わせて宅地も購入しています。

5番
(山内委員)

要約すると今回、現況証明が出てきたところは現在、全て畑になっていて
〇〇さんが使用しているということですか。

事務局
(加藤係長)

そうです。

渡邊議長

他に意見質問はありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第14回総会を閉会いたします。

午後1時55分 閉会